大江橋法律事務所
OH-EBASHI

Vol.17

知的財産 -Intellectual Property- Newsletter

〈2018年5月号〉

Contents

1 | 特許権侵害を前提とする警告が不法行為に該当するとした事例
知財高裁(2部)平成30年3月14日判決(平成29年(ネ)第10059号、平成29年(ネ)第10075号)〔ふぐ刺身機事件〕

2 | 発明の技術思想に着目して容易想到性を否定した事案
知財高裁(3部)平成30年3月29日判決(平成29(行ケ)第10097号)〔システム作動方法事件〕

3 | 商標法3条1項1号・同4条1項16号該当性を肯定して審決を取り消した事例
知財高裁(3部)平成30年3月22日判決(平成29年(行ケ)第10170号)〔PPF事件〕

4 | 写真を参照して描いたイラストが当該写真の表現上の本質的特徴を直接感得させるものでないとして著作権侵害が否定された事例
東京地裁(47部)平成30年3月29日判決(平成29年(ワ)第672号)〔写真素材イラスト掲載事件〕

5 | ユニットシェルフの商品形態自体が不正競争防止法2条1項1号の「商品等表示」に該当するとして、差止請求を肯定した事例(控訴審)
知財高裁(3部)平成30年3月29日判決(平成29年(ネ)第10083号)

6 | セミナー・執筆情報のご案内

特許権侵害を前提とする警告が不法行為に該当するとした事例

富田 詩織
Shiori Tomida
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)平成30年3月14日判決(平成29年(ネ)第10059号、平成29年(ネ)第10075号)〔ふぐ刺身機事件〕

→裁判例はこちら

本件は、控訴人(一審本訴原告)Xが、被控訴人(一審本訴被告)YがXに対して平成25年7月に行った特許権侵害を前提とした通告(「本件各通告」)は不法行為に当たるとして損害賠償等を求め(本訴)、Yが、Xによる本件製品の使用は本件特許権の侵害に当たるとして損害賠償等を求めた(反訴)事件です。Xは、⑴本件製品の製造販売主体は、本件特許権をYと共有する補助参加人Zであり、⑵YとZとの間の本件専売契約(Zが水産加工機械の開発及び製造を担当し、Yが水産加工機械の総販売元としてその販売事業を担当することを骨子とする契約)は終了しており、特許法73条2項の「特段の定」は存在しないから、本件特許権の共有者であるZが本件製品を適法に譲渡したことにより本件製品に係る本件特許権は消尽していると主張しました。原審は、⑴本件製品の製造販売は、本件特許権の共有者でないAの名義及び計算の下で行われたものであり、⑵本件製品に係る本件特許権は消尽していないから、Xによる本件製品の使用は本件特許権の侵害に当たるとして、Xによる本訴請求を棄却し、Yによる反訴請求を認容しました。

これに対し、知財高裁は、Xの本訴請求を認容し、Yの反訴請求を棄却しました。

知財高裁は、⑴本件製品の製造販売主体について、①倒産したZが対外的にAの名義を使用していたものの、Zが自らの判断により本件製品を開発・製造・販売し、AZ間において水産加工機械の販売代金についての精算が行われていたこと、②前記精算におけるZの取り分は販売代金中原材料代相当額を除いた部分の半分であったこと、③本件製品との関係においてAに支払われたのは、本件製品の原材料代等で、「管理費」名目ではあるが、本件製品の販売によるZの取り分がZに支払われたことから、本件製品の製造販売の主体はZと認定しました。

また、⑵本件専売契約の終了時期について、本件においては、①Yは、平成21年以降水産加工機械を販売しておらず、平成21年6月頃には、Yは、本件専売契約を継続する意思を失い、そのことを黙示的に表示していたこと、②平成21年6月には、ZがYに対して通知を行うことにより、本件専売契約終了の意思を明らかにしていたことから、平成21年6月頃には、両者とも本件専売契約に拘束される意思を放棄したものとして、本件専売契約を解約する旨の合意が成立しており、したがって、本件製品の販売時には、本件専売契約は消滅しているので、本件製品のZによる実施により本件特許権は消尽しており、YはXに対し、本件製品の使用につき、本件特許権侵害を主張することはできず、本件各通告は、違法であるとしました。

その上で、知財高裁は、⑶Xが本件各通告により本件製品の使用を中止したものと認められることから、①本件製品の残リース期間におけるリース料、②弁護士費用、③YA間の別件訴訟記録謄写費用及び④弁護士との打ち合わせのための出張費用を損害として認めました。他方で、Xが事業を廃業したことを理由とする⑤本件製品以外の機械の残リース料相当額については、ふぐの刺身の製造は、人手によったり、別の機械を導入することも不可能ではないと考えられることから、事業廃業による損害は通常生ずべき損害ということはできず、Yが予見し又は予見し得べきであったとも認められないとして、本件各通告と因果関係のある損害とは認めませんでした。

本件は、事例判断ではありますが、特許権侵害を前提とする警告を不法行為と認め、損害を認定した事例として、実務上参考になると思われます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

発明の技術思想に着目して容易想到性を否定した事案

古庄 俊哉
Toshiya Furusho
PROFILEはこちら

知財高裁（3部）平成30年3月29日判決（平成29（行ケ）第10097号）裁判所ウェブサイト〔システム作動方法事件〕

→裁判例はこちら

本件は、名称を「システム作動方法」とする発明（「本件発明」）に係る特許に対する特許無効審判請求を不成立とした特許庁の審決の取消訴訟です。

本件発明は、概要、所定のキーを包含する第1の記憶媒体と、所定の標準ゲームプログラムおよび／またはデータに加えて所定の拡張ゲームプログラムおよび／またはデータを包含する第2の記憶媒体とが準備されており、第2の記憶媒体をゲーム機に装填したとき、第1の記憶媒体に記憶された所定のキーを読み込んでいる場合には、第2の記憶媒体に記憶されている標準のゲーム内容に加え、拡張されたゲーム内容を楽しむことが可能となるというものです。

原告は、本件発明の特許出願日前に発売されたディープダンジョンⅠ（魔洞戦記）・Ⅱ（勇士の紋章）という連作物のファミコンディスクシステムにおけるゲームを主引用発明（「公知発明」）として、本件発明には進歩性欠如の無効理由がある旨を主張していました。

裁判所は、本件発明と公知発明の相違点1ないし3を、

●所定のゲーム装置の作動中に入れ換え可能な記憶媒体又は一の記憶媒体若しくは二の記憶媒体に関して、本件発明の記憶媒体は、「記憶媒体（ただし、セーブデータを記憶可能な記憶媒体を除く。）」であるのに対して、公知発明の記憶媒体又は勇士の紋章DDⅡはディスクであり、「記憶媒体（ただし、セーブデータを記憶可能な記憶媒体を除く。）」ではない点

であると認定したうえで、公知発明の技術思想に照らして、公知発明の相違点に係る構成を本件発明の構成に変更することに動機付けはなく、阻害要因があると判断しました。

●公知発明は、前作と後作との間でストーリーに連続性を持たせた上、後作のゲームにおいても、前作のゲームのキャラクタでプレイをしたり、前作のゲームのプレイ実績により、後作のゲームのプレイを有利にすることによって、前作のゲームをプレイしたユーザに対し、続編である後作のゲームもプレイしたいという欲求を喚起することにより、後作のゲームの購入を促すという技術思想を有するものと認められる。そうすると、公知発明は、少なくとも、前作において実際にプレイしたキャラクタをセーブするとともに、前作のゲームにおいてキャラクタのレベルが16以上となるまでプレイしたという実績（「プレイ実績」）をセーブすることが、その技術思想を実現するための必須条件となる。そのため、前作において実際にプレイしたキャラクタ及びプレイ実績に係る情報をセーブできない記憶媒体を採用した場合には、後作のゲームにおいても、前作のゲームのキャラクタでプレイをしたり、前作のゲームのプレイ実績により、後作のゲームのプレイを有利にすることができなくなる。このことは、前作のゲームをプレイしたユーザに対し、続編のゲームをプレイしたいという欲求を喚起することにより、後作のゲームの購入を促すという公知発明の技術思想に反することになる。

●したがって、当業者は、公知発明のディスクについて、前作において実際にプレイしたゲームのキャラクタ及びプレイ実績をセーブできない記憶媒体、すなわち、「記憶媒体（ただし、セーブデータを記憶可能な記憶媒体を除く。）」に変更しようとする動機付けはなく、かえって、このような記憶媒体を採用することには、公知発明の技術思想に照らし、阻害要因があるというべきである。

本判決は、公然実施品である公知発明に係るゲームの一連のストーリー、そのストーリーを達成するために公知発明が採用している構成等から公知発明の作用効果と技術思想を認定し、かかる技術思想に着目して、相違点の容易想到性（動機づけ、阻害要因）を判断している点に特徴があります。事例判断ではありますが、実務の参考になると考え、ご紹介いたしました。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標法3条1項1号・同4条1項16号該当性を肯定して審決を取り消した事例

石津 真二
Shinji Ishizu
PROFILEはこちら

知財高裁（3部）平成30年3月22日判決（平成29年（行ケ）第10170号）裁判所ウェブサイト〔PPF事件〕

➔裁判例はこちら

本件は、被告Yが有していた、指定商品を第17類「熱可塑性ポリウレタンフィルム、自動車本体の保護用プラスティックフィルム、自動車本体の保護用熱可塑性ポリウレタンフィルム、自動車本体の保護用塩化ビニル樹脂フィルム、プラスティック基礎製品」とする「PPF（標準文字）」なる登録商標（「本件商標」）につき、原告Xが、本件商標は「Paint Protection Film」の頭文字を組み合わせた略語であって、自動車関連分野においてその商品の原材料・品質を普通に用いられる方法で表示するものとして認識されるものである等により商標法3条1項3号（商品の効能・用途・形状及び品質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標）・3条1項6号（需要者が何人かの業務に係る商品…であることを認識することができない商標）・4条1項16号（商品の品質…の誤認を生ずるおそれがある商標）に該当し無効であるとして商標登録無効審判を請求したものの、特許庁が本件商標は有効との審決を下したため、Xが当該審決の取消訴訟を提起した事案です。

知財高裁は、大要、以下のとおり判示して、本件商標は、商標法3条1項1号（商品…の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標）・4条1項16号に該当するとして、審決を取り消しました。

なお、本件で問題となっている商品（「本件商品」）は、自動車の車体表面を保護するためのフィルムです。

⑴ 審決取消訴訟の審理範囲（商標法3条1項1号）

Xは、審判手続において、商標法3条1項1号該当性について明示的には主張していませんでした。

しかし、裁判所は、Xが、審判手続において、「その商品の内容である自動車本体の保護フィルムを普通に用いられる方法で表示するものとして一般的に認識されていた。」と主張し、審判請求書には、より直接的に「…『PPF』は、自動車本体を保護するフィルムを意味する用語として普通に使用されている。」と記載していたことから、Xは、実質的には本件商標が商標法3条1項1号に該当する旨を主張していたと認めるのが相当であるとして、審決が本件商標の商標法3条1項1号該当性の判断を誤ったかどうかについても、審理の対象になると判断しました。

⑵ 普通名称該当性（商標法3条1項1号）

裁判所は、海外メーカー・国内メーカー・X及びYの各ウェブサイトにおいて、「paint protection film」及び「PPF」なる用語が特段の注記もなく用いられていること、各社は自社商品を識別するためにそれぞれ独自の商標を用いていること、及びWikipedia（英語版）の「Paint protection film」の項目において「PPF」の用語と共に説明が記載されていること（Wikipedia（英語版）については、インターネット上の百科事典で、誰もが自由に記事を執筆できるものであるが、正確性を担保するための一定の仕組みが構築されていることや本件において問題となっている項目の記載内容は、本件商品の主要メーカー等のウェブサイトにおける記載と整合しているから、信用するに足りるとされています。）等を踏まえ、本件商品の需要者は、高級車や外国車を保有する消費者であるから、車やその美観の維持等について関心や意識が高いことが予想されるとして、「PPF」は本件商品の取引者及び需要者にとって本件商品の一般的な略称として認識されていたと判断しました。

⑶ 商品の品質の誤認を生ずるおそれについて（商標法4条1項16号）

裁判所は、「PPF」が普通名称であるとの判断を前提に、①本件商標を「熱可塑性ポリウレタンフィルム」全般に使用すると、他の用途に用いるための「熱可塑性ポリウレタンフィルム」につい

次ページへ続く

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ても、自動車の車体表面を保護するためのものであると誤って認識される可能性があること、②本件商標を「プラスティック基礎製品」に使用すると、自動車の車体表面の保護以外の用途や、フィルム以外の形状を有するものに用いるための「プラスティック基礎製品」についても、自動車の車体表面を保護するためのフィルム全般に関連する製品であると誤って認識される可能性があること、の2点から、商標法4条1項16号該当性を肯定しました。

審決取消訴訟の審理範囲については、特許の無効審判の事案に関し、メリヤス編機事件（最大判昭和51年3月10日民集30巻2号79頁）が、審決の取消訴訟においては、審判の手続において審理判断されなかった公知事実との対比における無効原因は、審決を違法とし又はこれを適法とする理由として主張することができないと判示しており、商標の場合にもこの法理は適用されると考えられていたところです。しかし、商標の場合には、審理範囲の制限の単位となる無効理由がいかなる形で画されるのか判然としない点もございました。本件は、当事者が審判手続において明示的には主張していなかった無効理由を審決取消訴訟の審理の対象とした事例として、商標に係る審決取消訴訟の審理範囲を考慮する際の一助となると思われます。

また、商標法4条1項16号該当性が肯定された事例は多くなく、本件は、この点においても参考となると思われます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

写真を参照して描いたイラストが当該写真の表現上の本質的特徴を直接感得させるものでないとして著作権侵害が否定された事例

廣瀬 崇史
Takashi Hirose
PROFILEはこちら

東京地裁（47部）平成30年3月29日判決（平成29年（ワ）第672号）裁判所ウェブサイト〔写真素材イラスト掲載事件〕

→ 裁判例はこちら

本件は、原告（X）が、Xの販売する写真素材（本件写真素材）を被告（Y）が参照して描いたイラスト（Yイラスト）を作品に使用して販売した行為が、本件写真素材に係る著作権（複製権、翻案権等）を侵害すると主張して、不法行為に基づき、損害賠償金及び遅延損害金の支払を求めた事案です[1]。

まず、本件写真素材の著作物性が争われていますが、裁判所は、写真は、被写体の選択・組合せ・配置、構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの捕捉、被写体と光線との関係、陰影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素を総合してなる一つの表現であり、そこに撮影者等の個性が何らかの形で表れていれば創作性が認められ、著作物に当たるとしました。

そして、裁判所は、本件写真素材は、右手にコーヒーカップを持ち、やや左にうつむきながらコーヒーカップを口元付近に保持している男性を被写体とし、被写体に左前面上方から光を当てつつ焦点を合わせ、背景の一部に柱や植物を取り入れながら全体として白っぽくぼかすことで、赤色基調のシャツを着た被写体人物が自然と強調されたカラー写真であり、被写体の配置や構図、被写体と光線の関係、色彩の配合、被写体と背景のコントラスト等の総合的な表現において撮影者の個性が表れているとし、本件写真素材の著作物性を肯定しました。

次に、複製権や翻案権の侵害の成否については、Yイラストに接する者が既存の著作物（つまり本件写真素材）の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるか否かが基準になります。かかる点について、裁判所は、本件写真素材の表現上の本質的特徴は、被写体の配置や構図、被写体と光線の関係、色彩の配合、被写体と背景のコントラスト等の総合的な表現に認められるとしました。

そして、裁判所は、Yイラストは、右手にコーヒーカップを持って口元付近に保持している被写体の男性の右手及びコーヒーカップを含む頭部から胸部までの輪郭の部分について共通性があるが、次の相違点から、本件写真素材の表現上の本質的特徴を直接感得させるものではないとしました。

- ●小さいスペースに描かれており、本件写真素材における被写体と光線の関係は表現されていない。本件写真素材にはない薄い白い線が人物の顔面中央部を縦断して加入されている。
- ●白黒のイラストであり、本件写真素材の色彩の配合は表現されていない。
- ●背景が無地の白ないし灰色であり、本件写真素材における被写体と背景のコントラストは表現されていない。
- ●小さなスペースに描かれていることから、頭髪も全体が黒く塗られ、本件写真素材における被写体の頭髪の流れやそこへの光の当たり具合は再現されていない。また、上記の薄い白い線が人物の顔面中央部を縦断して加入されていることから、鼻が完全に隠れ、口もほとんどが隠れており、本件写真素材の被写体の鼻や口は再現されておらず、さらに、被写体のシャツの柄も異なっている。

以上のとおり、本件は、写真の著作物性や、写真について複製権及び翻案権の侵害が成立するか否かの判断の参考になるものと思われ紹介しました。

別紙1（本件写真素材）
別紙2（Yイラスト）

[1] なお、Yは、本件本訴の提起を含むXによる損害賠償請求等が不法行為に当たると主張して、Xに対し、不法行為に基づき、損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める反訴も提起していますが、反訴も棄却されています。紙面の関係上説明は割愛します。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ユニットシェルフの商品形態自体が不正競争防止法2条1項1号の「商品等表示」に該当するとして、差止請求を肯定した事例（控訴審）

松田 誠司
Seiji Matsuda
PROFILEはこちら

知財高裁（3部）平成30年3月29日判決（平成29年(ネ)第10083号（原審・東京地方裁判所 平成28年(ワ)第25472号））

→ 裁判例はこちら

本件は、ユニットシェルフ（「X商品」）を継続的に販売する被控訴人（一審原告）Xが、控訴人（一審被告）Yに対し、上記ユニットシェルフの商品形態（「X商品形態」）が周知の商品等表示であり、Yが当該形態と同一又は類似の形態のユニットシェルフ（「Y商品」）を販売することが不正競争防止法2条1項1号の不正競争に当たると主張して、Y商品の譲渡等の差止め及び廃棄を求めた事案です。原審がXの請求を認容したのに対し（原審の判断についてはニュースレター2017年10月号石津弁護士執筆箇所）、Yはこれを不服として控訴しましたが、知財高裁は結論として、原審の判断を維持しました。

控訴審において新たに争点とされたのは、主に以下の2点です。

①特別顕著性・周知性要件につき、一般消費者及び家具等の生活用品取扱業者をそれぞれ対象とする識別力調査の結果に基づけば、X商品形態は周知性を欠くこととなるか。

②X商品が訴外第三者の意匠権を侵害していた場合に、Xの請求が権利濫用となるか。

まず、①については、Yは控訴審において、証拠として、(a)一般消費者に対して実施した識別力調査の結果（20代から40代の一般消費者のうち約98％がX商品形態を見てもX商品であると識別できなかった）及び(b)Yと取引関係にある家具等の生活用品取扱業者に対して実施した識別力調査の結果（5社の担当者10名のうち9名の担当者がX商品形態を見てもX商品であると識別できなかった）を提出し、Y商品形態が出所識別力を有しない旨主張しました。これに対し、知財高裁は、(a)に関し、周知性要件における「需要者」とは「当該商品等の取引の相手方をいう」ことを示したうえで、X商品及びY商品の需要者は、単なる一般消費者ではなく「少なくともこれらの商品を含む家具一般について何らかの関心を有する者」であること及び質問内容が具体的な出所の認識を直接の問題としていることを挙げ、(a)は周知性を否定する証拠として適切でないとしました。また、(b)に関し、調査対象者がYの取引先従業員であり、調査の規模も5社10名にとどまることから、(b)は証拠としての信用性を欠くこととされました。その結果、(a)(b)の識別力調査に基づくYの主張は排斥されました。

次に、②については、ギャロップレーサー事件最高裁判決（最判平成16年2月13日民集58巻2号311頁）[1]を引用して、仮に不正競争防止法上の利益を侵害された者が、当該利益に係る商品により意匠権侵害行為を行っていたとしても、直ちに「不正競争防止法に規定する請求権の行使を制限する理由とはならない」旨判示しました。

不正競争防止法の分野における商品等表示の周知・著名性（2条1項1号又は2号）や、商標法の分野における使用による特別顕著性（3条2項）、商標の類否等に係る立証手段として、いわゆるアンケート調査が用いられることがありますが、証拠として採用されるためには慎重に調査方法の設計等を行う必要があります。本判決は、このことを改めて示した事例として参考になるものと思われます。また、本判決において、特別顕著性を認めた原審の判断が維持されたことも注目に値するものといえるでしょう。

[1] ギャロップレーサー事件最高裁判決（最判平成16年2月13日民集58巻2号311頁）

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

セミナーのご案内

東京エリア　大阪エリア

弊所主催セミナー

＼90分で分かる！／

平成27年特許法改正後の職務発明制度の動向と残された課題

東京会場 ※東京会場開催分は受付を終了させていただきました。
日時 2018年5月24日（木）16時30分～18時00分
会場 大江橋法律事務所　東京事務所会議室
住所 東京都千代田区丸の内2-2-1　岸本ビル2階
講師 重冨貴光　松田誠司　石津真二　富田 詩織

大阪会場
日時 2018年5月30日（水）16時30分～18時00分
会場 大江橋法律事務所　大阪事務所会議室
住所 大阪市北区中之島2丁目3-18　中之島フェスティバルタワー27階
講師 重冨貴光　松田誠司　石津真二　富田 詩織

※上記セミナーの申込方法及びセミナーに関する詳細は、弊所HPに掲載しています。

弊所では、ご希望の内容に応じて知的財産に関するセミナー・相談会をお請けしております。
セミナー・相談会等のご希望がございましたら、以下のメールアドレス宛てにご連絡下さい。
IPnewsletter@ohebashi.com

執筆情報のご案内

フィリピンの知的財産法制

掲載誌 LES JAPAN NEWS Vol.59 No.1（2018年3月号）
出版社 日本ライセンス協会
発行年月 2018年3月
執筆者 平野 惠稔　ジェイソン・ジャオ

News

ALB IP rankings 2018で 当事務所の知的財産グループは高い評価を得ました。

トムソンロイター社出版のAsian Legal Business(ALB)2018年5月号のIP Rankings 2018において、当事務所はJapan DomesticのPatents部門において高い評価（Tier 1）を得ました。
また、Japan DomesticのTrademarks/Copyright部門においても高い評価（Tier 2）を得ました。
関連サイト：Asian Legal Business

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。